

THE CARBON TRUST

カーボントラスト



カーボントラストは、気候変動の最前線から、目的に応じた重要な専門知識を提供するネットゼロへの専門家組織です。カーボントラストは20年以上にわたって、世界中の企業、政府、組織のために脱炭素社会の実現に向けたパイオニアとして活動してきました。国際的に活躍する300人以上の専門家の経験をもとに、気候危機に対する解決策を提供し、進展を加速させています。これまで50カ国、3,000以上の組織の気候変動対策計画を支援し、150以上のパートナーと協力して、科学的根拠に基づく目標を設定し、5大陸の都市でネットゼロへの道のりを支援してきました。

企業の持続可能性

グリーンファイナンス

都市・自治体向けサービス

保証・ラベリング

将来のエネルギーシステム

洋上風力発電

ネットゼロ

カーボントラストは、洋上風力発電の 分野では、日本海事協会とMOUを締結 し、欧州で培ってきた洋上風力発電の 知見と経験を日本のプロジェクトに提 供しています。





THE CARBON TRUST

Agenda

- 1. タクソノミー紹介
- 2. EU における規制
- 3. EU タクソノミーの構造
- 4. EU タクソノミーのタイムライン

タクソノミー規制の狙いは何か?

CARBON

タクソノミーは非常に有益な道具



として



分類ツール

分類のためのツールとして、どの経済活動が持続 可能かを明確にする



政策ツール

気候変動抑制目的、パリ協定 の目標と一貫性があり、情報 に基づく意思決定や、より積 極的な政策の立案に役立つ



移行のツール

投資家と企業が移行を計画し、 レポーティングを行う手助け。 様々な経済活動における目標 設定、移行に向けた活動の方 向性を示す

注: EU タクソノミーは投資家が投資すべき経済活動の義務的リストではなく、企業や金融商品の環境パフォーマンスに関する義務的要求事項でもない。投資家は何を投資対象とするか、自由に選択できる。しかし、時間の経過とともに、EU タクソノミーは変化と持続可能性への移行を促進すると期待されている。.

持続可能性のためのタクソノミーは世界各地で開発中





Taxonomy について日本の動向



原則に基づいたアプローチ

- これまで日本の当局が発表してきたサステナブルファイナンスのガイドラインは、原則主義であり、指標のガイダンスはあるが、閾値は示していない。
- 原則主義とは、市場参加者のため、一連の基本原則を定義するものである。企業や金融機関に対し、特定のルールではなく、原則を遵守することを求めている。
- このアプローチはマレーシアでも採用されている。マレーシア中央銀行は、気候変動の緩和と適応のための原則ベースのタクソノミーを使用している。このタクソノミーは、どのような経済活動に資金を提供できるかを評価するための中核的な指導原則が含まれており、すべてを羅列しつくしてはないという意味の非網羅的な事例のリストが含まれている。



THE CARBON TRUST

Agenda

- 1. タクソノミー紹介
- 2. EU における規制
- 3. EU タクソノミーの構造
- 4. EU タクソノミーのタイムライン

準備の状況



持続可能なファイナンスについてのEU アクションプラン

5. EU グリーンボンド基準の作成、 グリーンな金融商品のラベルの作成

4. 持続可能性にかかる開示と会計ルール作りの強化 (Strengthening)非財務情報開示指令 (NFRD:Non-Financial Reporting Directive)

Action Plan Key Elements 1. 経済活動の「グリーン」な分類体系 をつくるタクソノミー規則 ("Taxonomy Regulation")

 持続可能な投資及び持続可能性にかかるリスクに関する、開示規制 ("Disclosures Regulation")

3. 低炭素化のベンチマークとなる指数の新設(ベンチマーク規制の改正により)

欧州グリーンディール - 2050年までに欧州を気候中立に移行させる計画

EU タクソノミーはサステナブルファイナンスのより幅広い背景 (枠組み)の中で、どのように位置づけられるか?



タクソノミーは、単独の取り組みではなく、SFDR (Sustainable Finance Disclosure Regulation:サステナブルファイナンス開示規則)、CSRD (Corporate Sustainability Reporting Directive:企業サステナブル開示指令)を含むEUの他のESG規制や取り組みにおける対策を円滑に進めるために設計されたもの。



SFDR, CSRD、EU Taxonomyの関係についての詳細情報は、こちら

(https://www.bloomberg.com/professional/blog/the-relationships-betweensfdr-nfrd-and-eu-taxonomy/) をご覧く



THE CARBON TRUST

Agenda

- 1. タクソノミー紹介
- 2. EU における規制
- 3. EU タクソノミーの構造
- 4. EU タクソノミーのタイムライン

EUタクソノミーに基づく報告

経済活動の適格性と整合性



適格性

VS

整合性

経済活動がEUタクソノミーの対象であ るか

経済活動がEUタクソノミーに整合してい るか: 技術的スクリーニング基準、重大 な害を及ぼさないこと、および最小限の 社会的セイフティーガードがあること

経済活動はどの段階で適格となるか?



ステップ1. 適格性審査

適格性

タクソノミー適格経済活動とは、経済活動が指定されたすべての技術的基準を満たしているかどうかに関係なく、EUのタクソノミー気候変動対応委任法に記載されている経済活動であることが重要である。

- 各事業体について、投資家はタクソノミーの対象となる経済活動(約70の活動)から得られる売上高の割合をアセス メントすることが必要。
- 売上高(もしくは収益)におけるKPIは、気候変動対応の緩和目標に特に関連していることが求められる。
- 現在、13のセクターがEUタクソノミーの対象となっている。
- 1. 芸術、娯楽、レクリエーション
- 2. 建設および不動産
- 3. 教育
- 4. エネルギー
- 5. 環境保全·修復活動
- 6. 金融・保険活動
- 7. 林業

- 8. 人の健康とソーシャルワーク活動
- 9. 情報通信
- 10. 製造業
- 11. 専門性の高い、科学的および技術的活動
- 12. 輸送
- 13. 上下水道、廃棄物管理、修復

対象の経済活動 111 1

経済活動はどの時点でタクソノミーとの整合性を見られるか?



ステップ2. アライメント(整合性)スクリーニング

次の6つの環境目標の1つ以上に大き く貢献する。

- 1. 気候変動の緩和(Mitigation)
- 2. 気候変動への適応(Adaptation)
- 3. 水・海洋資源の持続可能な利用 と保護※
- 4. サーキュラーエコノミーへの移行※
- 5. 汚染の予防と管理※
- 6. 生物多様性・生態系の保護・回復※

残りの5つの環境目標に重大な害 (DNSH:Do not significant harm)を 及ぼさない:

EUタクソノミーで定義されているす べての経済活動は、他の5つの環境目 標に関連する特定の法律、閾値、パ フォーマンス要件、または制限に準 拠している限り、重大な影響は及ぼ さない。

最低限のセーフガードに従って実 行される。

- 1. 多国籍企業のためのOECDガイドラ イン
- 2.ビジネスと人権に関する国連指導原 則
- 3. 労働における基本的原則及び権利に 関する国際労働機関(ILO)の宣言で特 定された基本条約
- 4.国際人権章典





EUタクソノミーの実装

スクリーニングの例

沖合および沿岸域での海上貨物輸送の例



ステップ1:適格性スクリーニング

適格性

貨物の輸送、または海上または沿岸水域での貨物と乗客の複合輸送のために設計および装備された船舶の購入、資金調達、用船(乗組員の有無にかかわらず)、および運航。 タグボート、係留船、パイロット船、サルベージ船、砕氷船など、港湾運営および補助活動に必要な船舶の購入、資金調達、賃、運航。

沖合および沿岸域での海上貨物輸送の例

ステップ2. アライメントスクリーニング

1

2

気候変動緩和に大きく貢献

1. 次の基準に最低1件かそれ以上準拠するものを対象経済 活動とする。

- a) 船舶の直接CO2排出量はゼロ;
- b) 2025年12月31日まで、ハイブリッドおよびデュアル 燃料船は、海上および港での通常の運用のために、エネルギーの少なくとも25%は直接CO2排出がゼロの燃料、またはプラグイン電力から取得。
- c) 2025年12月31日までに、ポイント(a)の基準に準拠することは技術的・経済的に不可能、船舶が現在陸路から海上に輸送されている貨物のモーダルシフトを可能にするように設計された沿岸および沿岸域サービスの運航にのみ使用されていることを証明できる場合は、船舶はIMOを使用して計算された直接CO2排出量が計測されているので、EU基準の大型車の平均基準CO2排出量値より50%も低くすることができる。
- d) 技術的および経済的にポイント(a)の基準に準拠することが不可能な場合、2025年12月31日まで、船舶がCO2の直接排出ゼロ燃料または再生可能エネルギー源からの燃料で運航できる場合、船舶は2022年1月4日に適用されるEEDI要件を10%下回る値を達成する。(EEDI=Energy Efficiency Design Index)
- 2. 船舶は化石燃料の輸送専用ではない。

残りの5つの環境目標に重大な被害 (DNSH)を及ぼさない:

- 気候適応: 堅牢な気候リスクと脆弱性の評価が実施される。
- 水:水質保全と水ストレスの回避に関連する環境 悪化リスクを特定し対処。
- 循環型経済: 例えば、廃棄物を管理するための対策が講じられる。バッテリー駆動の船舶の場合、これらの対策には、バッテリーと電子機器(その中の重要な原材料を含む)の再利用とリサイクルが含まれる。
- ・ 汚染防止: 例えば、EU規則に定められているよう に、防汚塗料や殺生物剤の毒性を最小限に抑える ための対策が講じられる。
- 生物多様性: 例えば、IMO生物付着ガイドラインを考慮して、船体および船舶のニッチ領域の生物付着による非在来種の導入を防ぐための対策が講じられる。騒音と振動は、水中騒音低減のためのIMOガイドラインに記載されているガイダンスに沿って、騒音低減プロペラ、船体設計、または搭載機械を使用することにより制限される。



3

最低限のセーフガードに従い実行

- 1. OECD多国籍企業行動指針;
- 2. ビジネスと人権に関する国連指導原則。
- 3. 労働における基本的原則及び権利に関する 国際労働機関(ILO)の宣言で特定された基本条 約
- 4. 国際人権章典.

水素エネルギーの製造の例



ステップ1:適格性スクリーニング

適格性

水素および水素ベースの合成燃料の製造。

水素エネルギーの製造の例

ステップ2. アライメントスクリーニング



1

気候変動緩和に大きく貢献

この経済活動は、94g CO2e/MJの化石燃料 比較器に関連して、水素エネルギーで73.4%、 水素ベースの合成燃料で70%のライフサイク ルGHG排出量削減要件に準拠している。

ライフサイクルGHG排出量の削減は、EU指 令で言及されている方法、またはISO 14067:2018またはISO 14064-1:2018を使用 して計算される。

定量化されたライフサイクルGHG排出削減量は、EU指令に沿って、または独立した第三者によって検証される。

製造工程から排出されるCO2を地下貯留のために回収する場合、EUタクソノミーに定められた技術審査基準に従って、CO2を地下に輸送・貯留する。

2

残りの5つの環境目標に重大な被害 (DNSH)を及ぼさない

- 気候適応: 堅牢な気候リスクと脆弱性の評価が実施される。
- 水:水質保全と水ストレスの回避に関連 する環境悪化リスクを特定し、対処。
- 循環型経済: N/A
- 汚染防止: たとえば、その活動は、EU規制で定義されている有害物質の製造、市場投入、または使用につながらない。
- 生物多様性: 環境影響評価(EIA)またはスクリーニングは、EU規則に従って完了される。

3

最低限のセーフガードに従って実行

- 1. 多国籍企業のためのOECDガイドライン。
- 2. ビジネスと人権に関する国連指導原則。
- 3. 労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)の宣言で特定された基本条約
- 4. 国際人権章典.

水力発電の例



ステップ1:適格性スクリーニング

適格性

水力発電による発電設備の建設又は運営

水力発電の例



ステップ2.アライメントスクリーニング

1

気候変動緩和に大きく貢献

経済活動は次のいずれかの範疇に含まれる:

- 1. 発電施設は河川の自流方式プラントであり、人工貯水池方式ではない。
- 2. 発電設備の電力密度は5W/m2を超えている。
- 3. 水力発電によるライフサイクルGHG排出 量は、100gCO2e / kWh未満である。ラ イフサイクルGHG排出量算出は、推奨さ れている2013/179 / EUを使用するか、 ISO 14067:2018、ISO 14064-1:2018、ま たはG-resツールを使用して計算される。 定量化されたライフサイクルGHG排出量 は、独立した第三者によって検証されて いる。

2

残りの5つの環境目標に重大な被害 (DNSH)を及ぼさない

- <mark>気候適応</mark>:堅牢な気候リスクと脆弱性の評 価が実施される。
- 水:アクティビティはEU規制に準拠しています。さらなる要件も適用され、それが既存の水力発電所であるか、新しい水力発電所の建設/運用であるかによって異なる。
- 循環型経済: N/A
- 汚染防止: N/A
- 生物多様性: 環境影響評価(EIA)またはス クリーニングは、EU規則に従って完了する。

3

最低限のセーフガードに従って実行

- 1. 多国籍企業のためのOECDガイドライン。
- 2. ビジネスと人権に関する国連指導原則。
- 3. 労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)の宣言で特定された基本条約
- 4. 国際人権章典.





EUタクソノミーはどのように実装されるべきか?

エネルギー会社の ケーススタディ

スーパーエナジー㈱の例



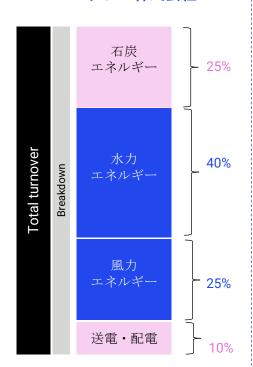
- スーパーエナジーは、オランダの大手電力プロバイダー。
- 従来型のエネルギー生成、水力発電、風力発電、家庭への電力輸送など、いくつかのサービスを提供している。

Economic activity	Revenue		CapEx		ОрЕх	
石炭火力発電	1,000,000	(25%)	-		400,000	(40%)
水力発電	1,600,000	(40%)	600,000	(50%)	200,000	(20%)
風力発電	1,000,000	(25%)	300,000	(25%)	150,000	(15%)
送電・配電	400,000	(10%)	300,000	(25%)	250,000	(25%)
Total	4,000,000	(100%)	1,200,000	(100%)	1,000,000	(100%)

ケーススタディー



スーパーエナジー株式会社



重大貢献

対象外、この経済活動 はEUタクソノミーに 含まれない

対象内:

- 1. 河川からの引き込み 自流方式
- 2. 5 W/m2を超える電力 密度。
- 3. 発電によるGHG排出 量は閾値を下回って いる。<100 gCO2/kWh

対象内、閾値なし

閾値 <100 gCO2/kWh 未検証

重大な害を及ぼさない 最小限の

生物多様性 気候適応 水

生物多様性 X循環経済 気候適応 最小限の保護手段

国連GP、OECDガ イドライン、ILO に関連する最低基 進

40% タクソノ ミー対象の 売上高

Step 1

Step 2

Step 3

Step 4

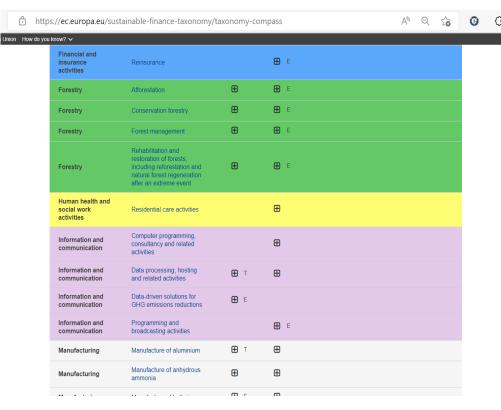
23

EUタクソノミー調整開示サンプル – 売上高開示					重大な貢献基準				DNSH 基準						MS	アラインメント		
経済活動	Activity code(s)	⋄ Absolute turnover	% Proportion of turnover	% Climate change mitigation	% Climate change adaptation	Water and marine resources	% Circular economy	% Pollution	Biodiversity and ecosystems	Climate change mitigation	Climate change adaptation		😤 Circular economy	S Pollution	§ Biodiversity and ecosystems	Minimum safeguards	Taxonomy -aligned proportion of turnover, year N	Taxonomy -aligned proportion of turnover, year N-1
A. TAXONOMY-ELIGIBLE ACTIVITIES																		
A.1. Environmentally sustainable activities - Taxonomy-aligned																		
Activity 1			%	%	%	%	%	%	%		Υ	Υ	Υ	Υ	Υ	Υ	%	
Activity 2			%	%	%	%	%	%	%		Υ	Υ	Υ	Υ	Υ	Υ	%	
Turnover of environmentally sustainable activities (Taxonomy-aligned) (A.1)			%	%	%	%	%	%	%								%	
A.2. Taxonomy-eligible but not environmentally sustainable activities - not Taxonomy-aligned																		
Activity 1			%															
Activity 3			%															
Turnover of Taxonomy-eligible but not environmentally sustainable activities (not Taxonomy-aligned activities) (A.2)			%															
Total (A.1 + A.2)			%														%	
B. TAXONOMY-NON-ELIGIBLE ACTIVITIES																		
Turnover of Taxonomy-non-eligible activities (B)			%															
Total (A + B)			%															

EUタクソノミーのコンパス



- EUタクソノミーワーキンググループは、EUタクソ ノミーコンパスを公開した。
- 現在、気候変動緩和と気候変動適応の活動に関する すべての情報が含まれており、他の4つの活動は、 リリース時にコンパスに含める予定。
- CCM (Climate Change Mitigation) とCCA (Climate Change Adaptation)の対象となる活動は 一般的に同じであるが、各目標内の特定の活動に対 応する気候委任法の2つの附属書にはいくつかの違 いがある。
- オンラインでアクセスできる一方で、EUタクソノ ミーコンパスは同じ情報を含むExcelバージョンも 公開している。





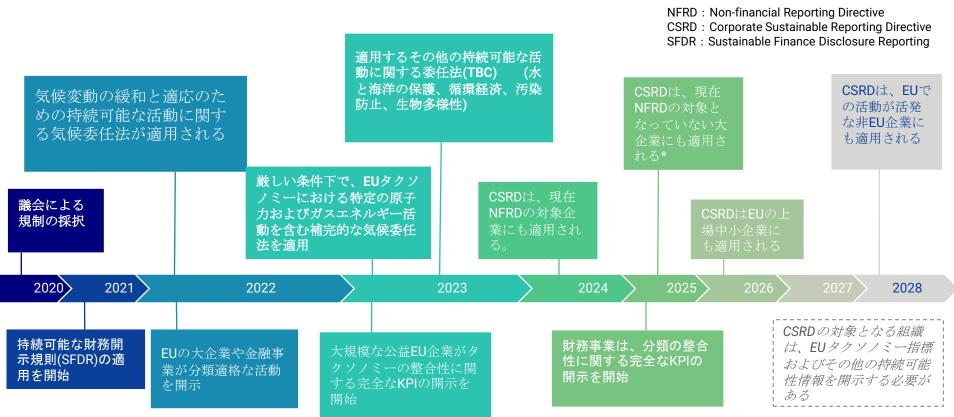
THE CARBON TRUST

Agenda

- 1. タクソノミー紹介
- 2. EU における規制
- 3. EU タクソノミーの構造
- 4. EU タクソノミーのタイムライン

タイムライン (今後につては予定、変更の可能性あり)





^{*}i.e.. 従業員数が250人以上、売上高が4,000万ユーロ、総資産が2,000万ユーロを超える企業。





Thanks for listening



Whilst reasonable steps have been taken to ensure that the information contained within this publication is correct, the authors, the Carbon Trust, its agents, contractors and sub-contractors give no warranty and make no representation as to its accuracy and accept no liability for any errors or omissions. All trademarks, service marks and logos in this publication, and copyright in it, are the property of the Carbon Trust (or its licensors). Nothing in this publication shall be construed as granting any licence or right to use or reproduce any of the trademarks, services marks, logos, copyright or any proprietary information in any way without the Carbon Trust's prior written permission. The Carbon Trust enforces infringements of its intellectual property rights to the full extent permitted by law.

The Carbon Trust is a company limited by guarantee and registered in England and Wales under company number 4190230 with its registered office at 4th Floor Dorset House, Stamford Street, London SE1 9NT.

© The Carbon Trust 2021. All rights reserved.